

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

○ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例

市町村課

○ 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

環境管理課

【解 説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

目次

担当課（室）

令和4年5月17日 岡山県公報 号外

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年五月十七日

岡山県知事 伊原 隆 太

岡山県条例第三十三号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例（平成二十年岡山県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「第七条、第十四条、第二十二号、第三十八条、第四十六条、第五十六条若しくは第五十八条の十二」を「第七条第一項、第十四条第一項若しくは第二項、第二十二号第一項、第三十八条第一項から第四項まで、第四十六条第一項、第五十六条第一項若しくは第二項若しくは第五十八条の十二第一項」に、「第二項、」を「第三項、」に、「第四項まで」を「第三項まで若しくは第五項」に、「第六十六条第三項」を「第六十六条第四項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年六月一日から施行する。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年五月十七日

岡山県知事 伊原 隆 太

岡山県条例第三十四号

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十六年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表の3中「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2又は」を「指定地域特定施設（」に改め、「（以下「みなし指定地域特定施設」という。）」を削り、「含む。」の次に「以下同じ。」を挿入。「」を加え、同表の4及び同表の6中「みなし指定地域特定施設」を「指定地域特定施設」に改め、同表の備考第一項の表中「みなし指定地域特定施設」を「指定地域特定施設」とし、「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年政令第327号）第4条の2」を「令第3条の2」に改め、同表の備考第五項中「みなし指定地域特定施設」を「指定地域特定施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解説)

◎ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例について

特定商取引に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例について

瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。